

議案第 25 号

南あわじ市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市副市長定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市副市長定数条例の一部を改正する条例

南あわじ市副市長定数条例（平成 19 年南あわじ市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 人」を「2 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市副市長定数条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、南あわじ市副市長の定数を <u>1人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、南あわじ市副市長の定数を <u>2人</u> とする。	

